

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

後期高齢者医療における保険料の減額の事務処理の適正化について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第4項の規定により所得の少ない被保険者に対して保険料を減額する際の事務の取扱いについて、下記の事項を留意のうえ事務処理が適正におこなわれるよう、貴管下後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その事務が円滑に進められるよう配意されたい。

記

- 第1 所得未申告（不明）者の取扱いに関する基本的考え方
 - 1 所得未申告（不明）者をそのまま放置し、その者の所得をなしとし、保険料減額該当者とするのではないようにされたいこと。
 - 2 所得未申告（不明）者であるため止むを得ず所得を推計しているものについて、その所得の水準は妥当性があるものであること。
- 第2 所得未申告（不明）者にかかる事務処理について
 - 1 被保険者の所得の申告の有無について、賦課台帳への表示又は未申告者一覧表の作成等により、未申告（不明）者を把握し得る体制を整備すること。
 - 2 所得未申告（不明）者については所得調査等により、速やかに、その所得の把握に努めること。
 - 3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項及び第2項の規定による市町村の特別会計への繰入れに係る都道府県への申請及び法附則第14条第2項の規定による後期高齢者医療の特別会計への繰入れに係る国及び都道府県への申請に当たっては、適正に把握した所得を基に行われた保険料の減額

について算定の基礎とすること。

第3 都道府県における内容審査について

貴管下後期高齢者医療広域連合及び市町村の交付申請書の内容審査にあたっては、減額該当者に係る課税台帳及び所得申告書等との突合及び確認を行った上で行うこと。